

# 申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項 目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項
<b>寄附金の損金算入額 別表十四(二)</b>	40	恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の期末の資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる外国法人の資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。
<b>交際費等の損金算入額 別表十五</b>	41	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等については、接待飲食費の額に含まれることとなるため、その金額の50%相当額が損金の額に算入されません。 なお、外国法人の資本金の額又は出資金の額に外国法人の総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限り、）の価額の割合を乗じて計算した金額が1億円以下の場合（一定の場合を除きます。）には、次のいずれかの金額が損金の額に算入されません。 ① 接待飲食費の額の50%相当額 ② 定額控除限度額を超える部分の金額
	42	当事業年度終了の日における外国法人の資本金の額又は出資金の額に外国法人の総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限り、）の価額の割合を乗じて計算した金額が1億円超であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。 また、一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式の全部を保有されているにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	左記に該当するにもかかわらず、中小法人等に係る定額控除制度を適用している場合には、交際費等の損金算入限度額が過大となることがあります。
<b>減価償却費 別表十六(一)・ 十六(二)・ 特別償却の付表</b>	43	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を適用できないこととされています。
	44	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない外国法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しないことがあります。
	45	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできませんが、措法による圧縮記帳及び他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
	46	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していませんか。	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。
<b>外国法人の本店等との間の内部取引の状況等 別表十七の三(三)</b>	47	内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である本店等の名称等及び当該内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。	左記の記載がない場合には、本店等との間の内部取引の認識・性質決定を正しく行うことができず、又は内部取引に係る移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
<b>国外関連者に関する 明細書 別表十七(四)</b>	48	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、当該国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。